

令和2年3月27日

お客様各位

戸田市スポーツセンター

「新型コロナウイルスの影響による施設利用中止について」

平素より戸田市スポーツセンターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さてこの度、戸田市におきまして、令和2年3月26日に開催された新型コロナウイルス対策本部会議にて、令和2年3月28日（土）から令和2年4月15日（水）まで市内公共施設の利用を一時中止する方針が決定されました。

これにより、スポーツセンターにおいても市の方針に基づき、お客様には大変ご迷惑をお掛けしますが同様の対応をさせていただきますのでご理解をお願いいたします。

つきましては、利用の中止による対応は下記のとおりとなります。ご不明な点等ございましたらスポーツセンター（048-443-3523）までお問い合わせください。

なお、受付業務については通常通り行います。（受付時間：午前9時～午後7時、但し休場日「第2水曜日」を除きます。）

記

1. 利用中止となる期間：令和2年3月28日（土）～令和2年4月15日（水）
2. 受付業務及び入金機は、ご利用いただけます。
※今後の状況によっては、期間を延長する場合がございます。

「新型コロナウイルスの影響による施設料金等について」（期間追加）

既に施設利用料金及び附属設備利用料金を納付済みで、新型コロナウイルスの影響により取消される（取消された）場合は、スポーツセンター受付にて還付手続きをいたします。

なお、還付の対象となる予約は下記の2点に該当するものとなります。

記

1. 利用日または利用予定日が令和2年4月1日（水）～4月15日（水）
2. 令和2年3月28日（土）以降にキャンセルの申し出があったもの

《還付方法》

ご来場のうえ還付申請書の提出が必要となります。以下の物をご持参ください。

- ・朱肉を使用する印鑑（シャチハタ不可）
- ・銀行振込での返金となります。（振込先の銀行、支店名、口座番号情報が必要となります。）

現金での返金は致しかねますので予めご了承ください。